

No. 46

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
豊根村	住 民 課	0536-85-1313	直 通	0536-85-5005
住 所	〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2		担当者氏名	熊瀧 光
URL	http://www.vill.toyone.aichi.jp/	E-mail	jyumin@vill.toyone.lg.jp	

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	570,000	—	11～20人槽	1,812,000	—
7人槽	730,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	1,130,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [ 2020年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
	2						2

前年度実績基数 (6基)

(3) [ 補助対象地域 ]

全地域内

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの

(6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③村内に住所をおき1年以上居住していない者

(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④登録浄化槽管理票C票及び登録証の写し
- ⑤その他村長が必要と認める書類
- ⑥検査手数料の振込証明書の写し

(8) [ 実績報告書に添付する書類及び提出期限 ]

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査依頼書の写し及び工事写真
- ③浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ④その他村長が必要と認める書類

(9) [ その他 ]

- ①みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限6万円の補助を行っている
- ②みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に9万円までの補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください